

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、および同項の規定を実施するため、漁業法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、福井県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1 許可または起業の認可をすべき船舶等の数および船舶の総トン数または漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
小型機船底びき網漁業（手繰第2種漁業）	なまここぎ網漁業	0（許可または起業の認可を受けている船舶の数：0隻）	2トン未満の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	敦賀市立石岬（出古島）と同市岡崎（冠岩）を結ぶ線以南の敦賀湾の海域。 ただし、敷設中の小型定置漁具の周囲200メートルおよび養殖用施設の周囲50メートル以内の海域を除く。	12月11日から翌年3月31日まで	敦賀市に住所を置く者
		3（許可または起業の認可を受けている船舶の数：7隻）			小浜市松ヶ崎（二つ礁）と同市波懸鼻突端を結ぶ線以東。 ただし、操業中の地曳網漁具および養殖用施設の周囲50メートル以内の海域を除く。		小浜市のうち、小浜地域、西津地域および内外海地域（甲ヶ崎、仏谷、堅海、若狭の地区に限る）に住所を置く者
		0（許可または起業の認可を受けている船舶の数：0隻）			大飯郡赤埼突端と高浜町とおおい町の境界小堀に設置した標柱を結ぶ線と同郡赤礁埼突端と小浜市波懸鼻突端を結ぶ線との両線間における小浜湾の海域。 ただし、小浜市津埼突端と蒼島南端および九手の鼻を結ぶ線以南の海域および大飯郡赤埼と犬見埼を結ぶ線以北の海域、操業中の地曳網漁具および養殖用施設の周囲50メートル以内の海域を除く。		小浜市加斗地域およびおおい町に住所を置く者
		0（許可または起業の認可を受けている船舶の数：0隻）			大飯郡犬見埼突端と本郷地先新田に設置した標柱を結ぶ以西の小浜湾の海域。 ただし、大飯郡赤埼と犬見埼を結ぶ線以北の海域、操業中の地曳網漁具および養殖用施設の周囲50メートル以内の海域を除く。		高浜町和田地域に住所を置く者
	えびこぎ網漁業	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	自家用え取網漁業	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）